市民税・県民税申告用
　　年度　医療費控除の明細書【内訳書】

住　所　　氏　名

1　医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の⑴～⑶を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の６項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

※医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	あ　円	い　円

2　医療費（上記１以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費	円	円
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
２の合計			う	え

医療費の合計	A	（あ＋う）　円	B	（い＋え）　円

3　控除額の計算

支払った医療費	（合計）　円	A	（申告書①　医療費㋑支払医療費等と同額）
保険金などで補てんされる金額		B	（申告書①　医療費㋺保険等補てん額と同額）
差引金額（Ａ － Ｂ）	（マイナスのときは0円）	C	（申告書①　医療費　差引負担額㋑-㋺と同額）
所得金額の合計額		D	市民税・県民税申告書①の「所得合計」の金額を転記します。 (注)次の場合には、市民税・県民税申告書②のそれぞれの金額を加算します。 ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、繰越損失額を差し引いた金額を転記します。
Ｄ × 0.05	（赤字のときは0円）	E	
Ｅと10万円のいずれか少ない方の金額		F	（申告書①　医療費　㋩所得合計の５%か10万円の少ない方の金額と同額）
医療費控除額（Ｃ － Ｆ）	（最高200万円、赤字のときは0円）	G	市民税・県民税申告書①の医療費控除額（医１２（㋑-㋺-㋩最高200万円））に転記します。

この明細書は、**市民税・県民税申告書**と一緒に提出してください。